

沿岸漁業改善資金事務取扱要領

(昭和55年2月13日定め)

一部改正	昭和55年11月21日	一部改正	昭和57年3月26日
一部改正	昭和59年12月7日	一部改正	昭和60年11月15日
一部改正	昭和61年11月25日	一部改正	昭和62年2月28日
一部改正	昭和62年10月20日	一部改正	昭和63年12月9日
一部改正	平成元年12月8日	一部改正	平成2年9月28日
一部改正	平成3年7月2日	一部改正	平成4年10月23日
一部改正	平成5年2月8日	一部改正	平成6年9月9日
一部改正	平成6年10月15日	一部改正	平成6年12月22日
一部改正	平成8年7月8日	一部改正	平成12年3月31日
一部改正	平成12年7月31日	一部改正	平成13年3月15日
一部改正	平成14年1月15日	一部改正	平成15年3月10日
一部改正	平成15年4月1日	一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成17年4月1日	一部改正	平成18年2月9日
一部改正	平成18年4月1日	一部改正	平成20年4月1日
一部改正	平成20年7月28日	一部改正	平成20年12月18日
一部改正	平成22年9月2日	一部改正	平成23年7月4日
一部改正	平成25年4月11日	一部改正	平成28年7月1日

農政水産部水産政策課

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく沿岸漁業改善資金貸付け関係の事務処理は、宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（以下「規程」という。）に定めるもののはか、この要領によるものとする。

第1 県の貸付事業計画

1 計画の樹立

- (1) 水産政策課は、毎年度、普及指導上の資料並びに市町村及び漁業協同組合の意向を参考にして作成した貸付事業計画資料に基づき、経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの資金の種類ごとに、翌年度の県の貸付事業計画を作成するものとする。
- (2) 前記(1)の貸付事業計画資料のうち、生活改善資金に係る資料については、當農支援課の協力を得て作成するものとする。

2 計画変更

貸付事業計画を変更する必要が生じた場合は、上記1に準じて計画の変更を行うものとする。

第2 貸付けの基準

規程第2条の沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容等並びに規程第4条の沿岸漁業改善資金の借受資格について、その細部の取扱いは次に掲げるところによるものとする。なお、規程第4条の「知事が定めるもの」は、「沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について」（平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知）別紙の第1の沿岸漁業者経営改善促進グループ、「中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について」（平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知）別紙の第1の中核

的漁業者協業体、「強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインの一部改正について」（平成18年3月28日付け17水漁第2974号水産庁長官通知）による改正前の「強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインについて」（平成17年3月23日付け16水港第3246号水産庁長官通知）第4の表中2の（5）の漁業共同改善計画の認定を受けた者及び「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の運用についての一部改正について」（平成17年3月24日付け16水漁第2613号水産庁長官通知）による改正前の「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の運用について」（平成15年3月28日付け14水推第1222号水産庁長官通知）第2の1の（2）のイの（ウ）の漁業共同改善計画の認定を受けた者とする。

1 経営等改善資金

(1) 操船作業省力化機器等設置資金

ア 対象となる機器等

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機器等	基 準	備 考
1 自動操だ装置	(1) 操だ装置は、電動装置又は油圧装置によって駆動すること。 (2) 電子制御方式を備えること。	
2 遠隔操縦装置	(1) 推進機関の回転速度の増減、クラッチの嵌脱、操だ等が機関室以外の場所において行える装置であること。 (2) 制御装置は電動装置又は油圧装置によって駆動すること。	
3 サイドスラスター	(1) 電動装置又は油圧装置によって駆動すること。 (2) 腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施されたものであること。	
4 レーダー	(1) 物標を3階調以上で表示すること。 (ただし、低輝度表示方式のものを除く。) (2) 電波法（昭和25年法律第131号）第4条による免許をうけたものであること。	
5 自動航跡記録装置	「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」（昭和58年11月21日付け58水海第3583号水産長官通知）（以下「適合型式名の通知について」という。）に基づく漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準に適合すること。	
6 G P S受信機	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用G P S受信機型式に適合すること。	

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費には、前記アの機器等の購入費用のほか、工事費（当該機器等装置について船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第1号の定期検査、同項第2号の中間検査、同項第3号の臨時検査又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受ける場合にあっては当該検査手数料（当該機器等の設置に係る部分に限る。）を含む。以下同じ。）を含むものとする。

(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金

ア 対象となる機器等

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機 器 等	基 準	備 考
1 動力式つり機	「適合型式名の通知について」に基づく自動釣機型式認定基準に適合すること。	
2 ラインホーラー等の揚縄機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用投・揚縄装置型式認定基準に適合すること。 「適合型式名の通知について」に基づく漁業用揚網機型式認定基準に適合すること。	
3 ネットホーラー等の揚網機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用揚網機型式認定基準に適合すること。	
4 卷取りワインチ	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用卷取りワインチ型式認定基準に適合すること。	
5 放電式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく集魚灯設備型式認定基準に適合すること。	
6 漁業用クレーン	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合すること。	
7 漁獲物等処理装置	(1) 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工場等への出荷前の一時処理のための機器であること。 (2) 漁獲物の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるものであること。	漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれないので留意すること。
8 海水冷却装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合すること。	
9 海水殺菌装置	(1) 漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと。 (2) 漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が施されているものであること。	
10 漁業用ソナー	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合すること。	
11 カラー魚群探知機	「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合すること。	
12 潮流計	「適合型式名の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式認定基準に適合すること。	

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費には、前記アの機器等の購入費用のほか、工事費を含むものとする。

(3) 補機関等駆動機器等設置資金

ア 対象となる機器等

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機器等	基 準	備 考
1 補機関	(1) 冷態始動が可能であること。 (2) 調整装置は75パーセント負荷と無負荷の間で、整定回転数 105パーセント以内に制御できること。	補機関には動力取出装置付き推進機関を含む。なお、この場合に中欄の基準に代え、(1) 歯車減速機付きディーゼル機関であること。(2) 動力取出し装置には強固な外部軸受装置及びクラッチを備えることとする。
2 油圧装置	(1) 常用圧力の 1.5倍を超えない圧力でセットされた安全弁を有すること。 (2) 油圧ポンプはディーゼル機関又は電動機により駆動され、振動等による悪影響のないよう緩衝装置を有すること。	

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費には、前記アの機器等の購入費用のほか、工事費を含むものとする。

(4) 燃料油消費節減機器等設置資金

ア 対象となる機器等

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機器等	基 準	備 考
1 漁船用環境高度対応機関	(1) 機関の本体が、「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準に適合すること。 ただし、ディーゼル船外機関においては、漁船用ディーゼル船外機関型式認定基準、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準に適合すること。 (2) 機関（ガソリン船外機関を除く。）は、燃料油の消費を節減するため機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであること。 (3) 燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は、「動力漁船の性能の基準の取扱いについて」（昭和48年12月17日付け48水海第4360号水産庁長官通達）に基づく小型機関制限装置機	機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。

2 定速装置	能基準に適合したものであること。 「適合型式名の通知について」に基づく漁船用推進軸動力利用装置型式認定基準に適合すること。	
3 発光ダイオード式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準に適合すること。	

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費には、前記アの機器等の購入費用のほか、当該機器等を設置する場合には工事費を含むものとする。

(5) 新養殖技術導入資金

ア 知事が定める基準

規程第2条別表第1の新養殖技術導入資金の欄の「知事が定める基準」は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 当該水域への当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。
- (イ) 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。
- (ウ) 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかなものであること。
- (エ) 当該養殖技術の導入について、すでに現地適応のための実証試験が行われたものであること。

イ 知事が定める種類

規程第2条別表第1の新養殖技術導入資金の欄の「知事が定める種類」は、次に掲げるとおりとする。

区	種類
魚類	あいご あいなめ あじ類 あなご あまだい あゆ いさき いしだい うなぎ かさご類 かれい きす きゅうりうお類 こい類 さけ類 さよ り すずき てらぴあ どじょう なまず にべ たい類 とらふぐ はぎ 類 はぜ はたはた はた類 はまふえふき ひらめ ぶだい べら ペリ やじ ぼら まぐろ めじな
貝類	あかがい あさり あわび いがい いたやがい類 かき さざえ さるば う しじみ 真珠母貝 たにし とこぶし とりがい ぱい はまぐり ほ っきがい みるくい
藻類	あらめ いぎす くびれずた こんぶ のり ひじき ふのり ひとえぐさ まつも もずく わかめ
甲殻類	いせえび がざみ くるまえび類 けがに しゃこ ずわいがに てながえ び ほっかいえび もくずがに ぬかえび
頭足類	いか たこ
その他	いわむし うに えらこ ごかい すっぽん なまこ ほや

ウ 知事が定める養殖技術

規程第2条別表第1の新養殖技術導入資金の欄の「知事が定める養殖技術」は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 沖合養殖技術
- (イ) 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術
- (ウ) 淡水魚の海水馴化に係る養殖技術
- (エ) 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術

- (オ) 養魚用水の循環利用による養殖技術
 - (カ) 太陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術
 - (キ) 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術
- エ　対象となる経費
本資金の貸付けの対象となる経費は、当該導入に係る養殖技術により養殖を行うのに必要な養殖施設の設置費用、種苗の購入若しくは生産費用、又は餌料の購入費用等とする。
- (6) 資源管理型漁業推進資金
- ア　用語の意義
本資金における用語の意義は次に掲げるとおりとする。
- (ア) 「水産資源の適正な管理」とは、資源管理の対象となる水産資源を利用する漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる水産資源の生物学的特性を踏まえ、一定期間継続して行うものをいう。
 - (イ) 「資源管理措置」とは、網目規制等の漁具・漁法の制限、禁漁期間の設定等操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等により行うものをいう。
 - (ウ) 「低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上」とは、資源管理対象資源等の特定の資源に対する過度な漁獲圧力を緩和し、この漁獲努力を資源量が豊富であるにもかかわらず現在利用していないか又は利用度が低い資源の漁獲及び活魚出荷又は加工による漁獲物の付加価値の向上に振り向けるものをいう。
 - (エ) 「漁業生産方式の導入」とは、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であつて当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、水産資源を合理的かつ総合的に利用するものをいう。
- イ　知事が定める基準
規程第2条別表第1の資源管理型漁業推進資金の欄の「知事が定める基準」に掲げるとおりとする。
- (ア) 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ、当該取決めに基づき、資源管理措置を実施すること。
 - a　海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定
 - b　水産業協同組合法（昭和23年法律第243号）第11条の2第1項の認可を受けた資源管理規程。
 - c　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第14条第1項の認定を受けた協定
 - d　aからcまでに準ずる取決めであって、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画等」という。）であること。
 - (a) 資源管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類
 - (b) 水産資源の管理の方法
 - (c) 資源管理計画等の有効期間
 - (d) 資源管理計画等に違反した場合の措置
 - (e) その他必要な事項
 - (イ) 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。
 - (ウ) 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。
 - (エ) 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を

導入する場合にあっては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

ウ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費は、資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入又は設置費用、低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入又は設置費用及び漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用である。

（7）環境対応型養殖業推進資金

ア 用語の意義

本資金における用語の意義は次に掲げるとおりとする。

- (ア) 「取決め」とは、湾、浦等漁場を同一とする漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる漁場の環境特性を踏まえ、一定期間継続して行うものをいう。
- (イ) 「養殖密度の適正化」とは、漁場の環境特性及び養殖魚の生物学的特性を踏まえ、漁場全体としても、また個別養殖施設としても養殖魚の良好な成育環境が確保される養殖尾数とするものをいう。
- (ウ) 「投餌の内容・量・方法の改善」とは、生餌からペレット飼料への変更、投餌量の制限等の方法により残餌の堆積を著しく減少させるものをいう。
- (エ) 「薬品・漁網防汚剤の使用の適正化」とは、医薬品の使用を制限すること及び漁網防汚剤を使用しないか又は安全性が確認された漁網防汚剤に限定の上使用回数を制限して使用することにより医薬品や有害物質の養殖魚への残留、環境への悪影響を防止するものをいう。
- (オ) 「漁業生産方式の導入」とは、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、養殖の生産工程を総合的に改善するものをいう。

イ 知事が定める基準

規程第2条別表第1の環境対応型養殖業推進資金の欄の「知事が定める基準」は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 養殖漁場環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的とし、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして次に掲げるいずれかの取組がされること。
 - a 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組
 - b aに準ずる取組であって、次に掲げる事項を定めた取決め（以下「漁場環境適正化管理協定」という。）に基づく取組
 - (a) 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種
 - (b) 漁場環境適正化の管理の方法
 - (c) 漁場環境適正化管理協定の有効期間
 - (d) 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置
 - (e) その他必要な事項
- (イ) 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。
- (ウ) 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。
- (エ) 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を

導入する場合にあっては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

ウ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費は、養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の設置費用、養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばつ気装置等の設置費用及びこれらに関連して必要な飼料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固体物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入又は設置費用とする。

(8) 乗組員安全機器等設置資金

ア 対象となる機器等

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機器等	基準	備考
1 転落防止用手すり	(1) 甲板室囲壁等に取り付けるストームレールの設置 (2) 室内に設けるストームレールの設置	ブルワークを含まない。
2 安全カバー装置	(1) 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい (2) 駆動装置（操だ用を含む。）運動部等通常の作業の際、接触するおそれのある部分の囲い及びおおい	
3 揚網機安全装置	揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装置を備えていること。	

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費には、前記アの機器等の購入費用のほか、工事費を含むものとする。

(9) 救命消防設備購入資金

ア 対象となる機器

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機器等	基準
1 救命胴衣	船舶安全法第6条の4第1項の型式承認をうけ、同項の検定に合格したものであること。
2 消火器	上に同じ。
3 イーパブ	上に同じ。
4 レーダートランスポンダ	上に同じ。
5 小型漁船緊急連絡装置	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報（信号）が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されること。

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費は、前記アの設備の購入費用のみとし、工事費は含まないものとする。

(10) 漁船転覆防止機器等設置資金

ア 対象となる機器等

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機 器 等	基 準
1 漁獲物の横移動防止装置	(1) 小型漁船安全規則（昭和49年農林運輸省令第1号）第8条の規定により、又は準用して船の幅の1/2を超える幅の魚そうに設置する魚移動防止装置 (2) 1以外で船の幅の1/2を超えない幅の魚そうであっても使用上、漁獲物の横移動防止のため、荷止板等を設置するもの。 (3) 漁獲物を魚そう収容する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め。
2 甲板下の魚そう	(1) 甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設ける改造に限る。 (2) 甲板上で常設する魚そうに代えて甲板下に魚そうを設置する改造に限る。

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費には、前記アの機器等の購入費用のほか、工事費を含むものとする。

(11) 漁船衝突防止機器等購入資金

ア 対象となる機器等

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機 器 等	基 準	備 考
1 レーダー反射器	有効反射面積10m ² 以上であること。	
2 無線電話	1W以上5W以下の無線送受信装置	船舶局に限り、持運び式は含まない

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費には、前記アの機器等の購入費用のほか、当該機器等を設置する場合には工事費を含むものとする。

(12) 漁具損壊防止機器等購入資金

ア 対象となる機器等

本資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるもののうち、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するもの、その他知事が適當と認めるもの。

機 器 等	基 準
1 標識灯	漁具に取り付けるブイで、夜間視界が良好な場合において少くとも2海里離れた所から視認できる灯火であること
2 レーダー反射器付きブイ	有効反射面積2m ² 以上のものであること。

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費は、前記アの機器等の購入費用のみとする。

2 生活改善資金

(1) 生活合理化設備資金

ア 対象となる設備等

本資金の貸付けの対象となる設備等は、し尿浄化装置、改良便そう又は自家用給排水施設のうち、次に掲げる基準に適合するものとする。

(ア) し尿浄化装置

し尿を長時間ばっ氣方式によるし尿浄化槽に流し浄化するもので、浄化槽は専用モーターを使用して、ばっ氣槽内の汚水をかく拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈澱分離し、上澄み液を消毒の上放流する構造を有するものであること。

(イ) 改良便そう

くみ取り式の便そうで、貯りゅう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものであること。

(ウ) 自家用給排水施設

動力ポンプは含まないものとする。

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費は、前記アの設備等の設置に必要な資材の購入費用のみとし、工事費用は含まないものとする。

(2) 住居利用方式改善資金

ア 対象となる内容

本資金の貸付けの対象となる内容は、既存の家屋内部の改善に限定し、次のとおり区分するものとする。ただし、住居の利用改善上、やむを得ず、部分的に増築する場合を含むものとする。

区分	内容
1 居室改善	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの
2 炊事施設改善	炊事施設（炊事場、食事場等）に関連するもの
3 衛生施設改善	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの
4 家事室等改善	家事室等（家事室、更衣室、土間等）に関連するもの

イ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費には、前記アに規定する改善に要する建築資材費のほか、工事費及び住居利用の改善上不可欠な家具類の購入費用を含むものとする。

この場合の家具類としては、電気器具類で漁村において長期の信用販売制が確立しているものは、原則として対象としないものとする。また、家具類の購入のみを分離して行う場合も対象としないものとする。

(3) 婦人・高齢者活動資金

ア 対象となる活動

本資金の対象となる活動は、漁家の婦人又は高齢者が自らの知識、経験に応じて、共同して行う生産活動であって、次の条件を満たしているものとする。

(ア) 地域の特性を生かした自主的な活動であること。

(イ) 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。

イ 生産活動の具体的事例

漁家の婦人又は高齢者が共同して行う生産活動を例示すると次のとおりである。

(ア) 水産動植物の採捕

20トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕活動

例：釣り、はえなわ、刺網、採貝草等

(イ) 水産動植物の養殖

小割いけすその他の養殖設備を設置して行う水産動植物の養殖活動

例：まだい、わかめ、ひおうぎ等

(ウ) 水産動植物の加工

当該水域において生産される水産動植物の加工活動

例：干もの、調味加工品、水産物漬物、塩蔵品等

3 青年漁業者等養成確保資金

(1) 研修教育資金

ア 用語の意義

(ア) 本資金（国内研修を受ける場合）における用語の意義は次に掲げるとおりとする。

a 「教育・試験研究機関」とは、研修コースのある水産関係研修機関をいう。

b 「近代的な沿岸漁業を営んでいる者」とは、都道府県が推せんする沿岸漁家をいう。

c 「沿岸漁業に従事する上で必要な資格」とは、小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格をいう。

(イ) 本資金（国外研修を受ける場合）において「外国」とは、アイスランド、アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、ロシア、タイ、中国、デンマーク、ノルウェー、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド及びその他知事が水産庁長官と協議して定める国をいう。

イ 知事が定める基準

(ア) 原則として5日以上の期間の国内研修であって、沿岸漁業に関する教育・試験研究機関において若しくは近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるもの又は沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受けるものであること。

(イ) 原則として30日を超える機関の国外研修であって、外国の教育・研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推せんする近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであること。

ウ 借受主体

本資金の借受主体である「青年漁業者」及び「沿岸漁業労働従事者」は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(ア) 青年漁業者

現に沿岸漁業に従事しているか、又は近く沿岸漁業に従事することが確実であり、かつ、沿岸漁業の経営を行っているか、又は将来沿岸漁業の経営を行ううとする者であること。

(イ) 沿岸漁業労働従事者

現に沿岸漁業労働に従事している者のほか、その者に係る漁業が季節的な漁業であることその他やむを得ない理由により、現在は沿岸漁業労働に従事していないが、ちかく沿岸漁業労働に従事することが確実と見込まれる者であること。

エ 研修対象者の要件

本資金の貸付けに係る研修対象者は、次に掲げる要件のすべてを備えていなければならぬものとする。

- (ア) 漁業技術等を沿岸漁業に従事しながら学ぶという趣旨から、これに堪える能力、体力等を有すること。
- (イ) 研修終了後において沿岸漁業に従事することが確実であること。
- (ウ) 共同生活に適応できること。

オ 研修終了報告

本資金の借受者は、研修終了後、速やかに研修終了（事業実施）報告書を国内研修にあっては規程第15条別記様式第9号の2により、国外研修にあっては同条別記様式第9号の3により知事に提出するものとする。

カ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費は旅費、教材費、授業料又は視察費等とする。

(2) 高度経営技術習得資金

ア 知事が定める基準

規程第2条別表第1の高度経営技術習得資金の欄の「知事が定める基準」は次に掲げるとおりとする。

- (ア) 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであって、経営能力の高度化に資するものであること。
- (イ) 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。

イ 借受主体

本資金の借受主体である「青年漁業者」及び「青年漁業者の組織する団体」は次に掲げるとおりとする。

(ア) 青年漁業者

- (1) のウの(ア)の青年漁業者と同じ

(イ) 青年漁業者の組織する団体

実践的な沿岸漁業の研究グループ等であり、かつ、青年漁業者がその構成員の過半を占めているものである。

ウ 借受者の要件

本資金の借受者は、次に掲げる要件のすべてを備えていなければならないものとする。

- (ア) 情報関連機器又は制御装置等の活用による高度な経営方法又は技術の習得に意欲を有すること。

- (イ) 本資金により導入する機器の利用計画が明確に定まっており、これにより習得する経営方法又は技術が、将来において沿岸漁業経営の改善に効果的に活用されると認められるものであること。

エ 対象となる経費

本資金の対象となる経費は、パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限定する。）の購入費等とする。

(3) 漁業経営開始資金

ア 知事が定める基準

規程第2条別表第1の漁業経営開始資金の欄の「知事が定める基準」は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 本資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。
- a 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の継承者でない者が新たに開始する経営
 - b 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営
 - c 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営
- (イ) 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。
- (ウ) (ア) のa、bの経営にあっては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付けを行うこととする。
- (エ) (ア) のcの部門経営の開始の形態は、次に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。
- a 父親等が多角的な沿岸漁業を営んでいる場合において、その一部門を自らが責任をもって担うとき。
 - b 父親等が季節的な沿岸漁業を営んでいる場合において、その周年化を図るために、自らが責任をもって裏作部門を担うとき。
 - c 父親等が養殖の事業を営んでいる場合において、その種苗生産部門を自らが責任をもって担うとき。

イ 借受主体

本資金の借受主体である「青年漁業者」及び「青年漁業者の組織する団体」はそれぞれ次に掲げるとおりとする。

- (ア) 青年漁業者
- (1) のウの(ア)の青年漁業者
- (イ) 青年漁業者の組織する団体
- (2) のイの(イ)の青年漁業者の組織する団体に同じ。

ウ 借受者の要件

本資金の貸付けに係る借受主体は、次に掲げる要件のすべてを備えていなければならないものとする。

- (ア) 当該地域の中核的な沿岸漁業者となり得る資質及び能力を有すること。
- (イ) 沿岸漁業経営の担当者として必要な基本的知識及び操業方法をある程度習得していること。

エ 経営開始の実行

本資金の貸付けは、原則として経営開始の初年度に行うものとするが、単年度における過剰投資の防止、機械の効率的利用等の観点から、年次計画により資本装備の導入を行うことも可能とし、この場合においては3年以内に行うこととする。

オ 帳簿の備付け及び継続記帳等の励行

本資金の借受者は、経営の収支を明らかにする帳簿の備付け及び帳簿の継続記帳を励行しなければならないものとする。

なお、この場合において、帳簿は、青年漁業者にあっては、経営収支簿（別記様式第1号程度以上のもの）とし、青年漁業者の組織する団体にあっては、現金

及び預貯金の収支状態を明らかにするための前記の経営収支簿並びに売掛帳及び買掛帳とする。

カ 対象となる経費

本資金の貸付けの対象となる経費は、機器又は施設の設置費用、漁具、種苗又は飼料の購入費用、漁船の建造又は購入費用等経営に必要な経費（土地の購入費用を除く。）とする。ただし、アの(ア)のbに該当するものであって、漁船を承継するもの又はアの(ア)のcに該当するものにおいては、漁船の建造及び購入費用は対象外とする。

第3 貸付申請及び貸付審査

1 貸付申請

(1) 物的担保

規程第5条第4項の「担保」に関する事項は、次のとおりとする。

ア 担保の種類

担保の種類は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 不動産

(イ) 手形交換所加入銀行（代理交換委託者を含む。）が支払保証した約束手形

イ 担保の評価

(ア) 宅地については、固定資産税評価額の1.4倍以内とし、「地価調査基準地の標準価格」（宮崎県発行）を参考とする。ただし、不動産鑑定士の証明した額については、不動産鑑定士の評価額の7割以内とする。

(イ) 田、畠、山地については、相続税評価額以内とする。

(ウ) 建物については、他の物件で担保が確保できない場合にのみ評価対象とし、評価額は固定資産税評価額以内とする。ただし、建築後25年を経過した建物については、原則として評価対象としない。

ウ 担保の提出時期

担保の提出時期は、不動産にあっては、規程第6条第3項の規定により漁業協同組合（以下「漁協」という）に貸付申請書を提出する時若しくは規程第6条第4項若しくは第6項の規定により西臼杵支庁又は農林振興局の長（以下「農林振興局の長等」という）に貸付申請書を提出する時又は知事に直接に貸付申請書を提出する時とし、添付書類として、担保物件表示表（別記様式第1号の2）、登記簿謄本、字図、市町村の固定資産評価証明書、所在図とする。また、約束手形にあっては、貸付決定通知受理後とし、担保物件処分承諾書（別記様式第1号の3）を提出するものとする。

エ 漁協による担保の評価

漁協は、担保物件表示表について担保物件の現状用途、建物の有無等の調査確認を行うものとする。

オ その他

(ア) 抵当権の順位は、原則第1順位とする。ただし、既に先順位抵当権が設定されている場合は、担保価値が残存する限りにおいて、次順位の抵当権を設定する。

(イ) 根抵当権が設定されている場合は、極度額をもって抵当額とみなす。

(ウ) 先取り特権・買戻特約等が設定されているものは、残担保価値の確定・売買代金返還請求権への質権設定等の債権保全措置ができる場合のみ対象とする。

(エ) 抵当権を設定する建物には担保価額以上の火災保険を附保するとともに、焼失時の保険金に質権を設定する。

(2) 保証人等

規程第5条第1項及び第2項の「連帯保証人」に関する事項は、次のとおりとする。

- ア 第2の3の(3)のアの(ア)のbの経営に係る漁業経営開始資金の場合はその1名に経営主を充てなければならない。
- イ 団体借り入れの場合は、原則として受益者全員の連帯保証とする。
- ウ 借受者間の相互保証は認めない。ただし、法人又は団体借り入れの場合、法人又は団体と当該法人の代表者又は当該団体の構成員との関係を除く。
- エ 借受者と生計を一にする親族を連帯保証人とすることは避けるものとする。ただし、借受者が未成年者である場合、又は第2の3の(3)のアの(ア)のbの経営に係る漁業経営開始資金の借受者の経営主が親族である場合を除く。

(3) 貸付申請書の添付書類

規程第6条第1項の「知事が別に定める書類」は、次のとおりとする。

- ア 既製物品購入の場合 見積書及び機器等について、この要領の第2に示す基準を満たしていることがわかるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピー
- イ 事業実施で請負の場合 見積書及び設計図
- ウ 事業実施で直営の場合 見積書、設計図及び工事予定明細書
- エ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- オ 貸付申請者が法人である場合
 - (ア) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
 - (イ) 役員名簿
 - (ウ) 借入れに係る総会若しくは役員会の議事録の写し又は役員専決事項であるときは関係規定の抜粋
- カ 貸付申請者が法人格のない団体である場合 構成員名簿、団体の規約等
- キ 貸付申請者が未成年である場合 親権者の同意書（別記様式第2号）
- ク 本資金以外の借入金残額がある場合 償還計画表（別記様式第2号の2）
- ケ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）又は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）の特例による貸付申請の場合
 - 農商工等連携促進法第5条第3項の「認定農商工等連携事業計画書」の写し又はバイオ燃料法の第5条第2項の「認定生産製造連携事業計画書」の写し
- コ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）の特例による貸付申請の場合
 - 六次産業化法第5条第1項の「総合化事業計画書」の写し
- サ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。）の特例による貸付申請の場合
 - 市町村長等その他相当な機関から受けた「被害証明書」又は「罹災証明書」の写し

(4) 貸付申請書作成上の留意事項

貸付申請者は、貸付申請書作成上次の点に留意するものとする。

- ア 貸付申請額の単位は、原則として1万円単位とすること。
- イ 償還額は各年均等とし、1万円単位で記入すること。なお、申請額を償還年数（据置期間を除く。）で除して端数がある場合は、第1年目の償還額に加える

こと。

ウ 借入金の償還日は、原則として5月21日、11月21日とすること。

エ 団体申請の場合には、法人は登録印を、法人でない場合は代表者の実印を使用すること。

オ 連帯債務者・連帯保証人を申請書の該当欄に記入できない場合には、継紙を用い割印をすること。

カ 連帯及び団体借入れの場合の事業計画書は原則として個人別の事業内訳を明記すること。

(5) 貸付申請書を直接県に提出させる場合

規程第6条第6項の「やむを得ない理由」は、次に掲げるとおりとする。

ア 貸付申請者が漁業協同組合である場合

イ 貸付申請者の住所地をその地区に含む漁協があっても、貸付申請者が当該漁協に加入していない内水面漁業者等である場合

ウ 農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。）が借受けの申請者である場合

2 漁協の意見書

漁協は、規程第6条第3項に規定する貸付申請書の提出があったときは、当該貸付申請に係る金融上の意見書（別記様式第3号）を作成し、当該貸付申請書に添付するものとする。

3 農林振興局等の長の意見書

規程第6条第7項に規定する農林振興局等の長の意見書は、別記様式第3号の2のとおりとする。

4 貸付申請の審査

(1) 水産政策課は、本資金の貸付申請書を受理した場合には、必要があるときは、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれごとに、次に掲げる事項を判断し、これらについての補足資料を添えて、別に設置される漁業経営審査会に協議するものとする。

この場合、生活改善資金にあっては、営農支援課の協力を得て前記の補足資料を作成するものとする。

ア 貸付申請者（貸付申請者が認定中小企業者の場合にあっては、農商工等連携促進法第5条第1項の認定農商工連携事業者である沿岸漁業者等（以下「認定沿岸漁業者等」という。）及び認定中小企業者。次号において同じ。）が当該資金を導入することが技術的及び経営的見地からみて必要かつ可能であるかどうか。

イ 当該資金導入後の貸付申請者の事業運営が適正かつ円滑に行われうると予想されるかどうか。

ウ 貸付申請者が近代的な沿岸漁業の担い手になり得る資質と意欲を十分に備えているかどうか（青年漁業者等養成確保資金に限る。）。

エ 貸付申請者が沿岸漁業の従業者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合い、中心人物の有無及び構成員の数等からみて、当該団体が水産業改良普及組織の集団指導の対象として適當な規模・実体を有するかどうか。

オ 貸付申請書に記載された事業量、対象機器、対象施設及び事業費等が適當であるかどうか。

カ 貸付申請書に記載された事業計画が、法令・通達等に適合しているかどうか。

(2) 水産政策課は、貸付申請書を直接受理した場合には、前記（1）の補足資料の作成

について改良普及組織の指導方針が十分反映されるよう留意するものとする。

5 申請期日及び貸付決定月

県における貸付申請書の受理締切日、貸付決定月は原則として次のとおりとする。

ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

なお、資金に余裕がある場合には、次の表に掲げる回数とは別に貸付けを行うものとする。

区分	申請締切日	貸付決定月
第1回貸付け	5月15日	6月
第2回貸付け	11月15日	12月

第4 貸付けの条件

規程第7条第1項の貸付けの決定を行う場合において、貸付申請者の当該貸付申請に係る機器等が次の表の機器等の種類の欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の区分の欄の区分に応じて貸付けの条件の欄に掲げる条件を付すものとする。

機器等の種類	区分	貸付けの条件
1 操船作業省力化機器 (1) 自動操舵装置 (2) 遠隔操縦装置	ア 当該機器等の設置に係る漁船が、船舶安全法（昭和8年法律第1号）第2条第1項の適用のない漁船であるとき	(ア) 当該機器等が船舶安全法第6条第3項の予備検査を受け、これに合格すること。 (イ) 又は、当該機器等に係る船舶安法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。ただし、漁船転覆防止機器でアに該当する場合は、(イ)を適用する。
2 補機関等駆動機器 (1) 補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。） (2) 操船作業省力化機器等を駆動又は作動させるために設置する油圧装置	イ 当該機器等の設置に係る漁船が、船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるとき	当該漁船が船舶安全法第5条第1項第1号の定期検査、同項第2号の中間検査又は同項第3号の臨時検査を受け、これに合格すること。
3 燃料油消費節減機器 (1) 漁船用環境高度対応機関 (2) 定速装置		上の条件と同じ、又は、当該機器等が船舶安全法第6条の4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。
4 漁船転覆防止機器 漁船の外板に閉孔を設けて設置する甲板下の魚そう		
5 婦人・高齢者活動資金で設置する機器		
6 漁業経営開始資金で設置する機器		

第5 借用証書の提出

1 提出期日等の通知

規程第7条第2項の規定により、貸付決定通知を行うときには、借用証書の提出期日及び貸付金の交付予定日も併せて通知するものとする。

2 借用証書提出上の留意事項

- (1) 貸付決定通知を受けた者は、借用証書提出する際、次の点に留意するものとする。
 - ア 借用証書の借用年月日は記入しないこと。
 - イ 借用証書に使用する印鑑は実印とし、全員の印鑑証明書を添付すること。
- (2) 宮崎県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）は、借用証書の提出があった場合には借用証書と貸付決定通知書の記載事項が一致しているかどうか確認の上、県（水産政策課）に送付するものとする。

第5の2 担保権の設定手続等

1 抵当権設定

- (1) 抵当権設定証書の提出
抵当権設定者（債務者又は物上保証人）は、貸付決定通知書を受けると遅滞なく抵当権設定証書（別記様式第3号の3）を正副2部水産政策課に提出し、登記手続を行うものとする。
なお、この場合にあっては、漁協を経由することは要しないものとする。

(2) 登記簿謄本の提出

抵当権設定者は、登記後遅滞なく抵当物件に係る登記簿謄本を水産政策課に提出するものとする。

2 約束手形

第3の(1)のアの(イ)の約束手形は、貸付決定通知を受けると遅滞なく水産政策課に提出するものとする。

なお、この場合にあっては、漁業を経由することは要しないものとする。

3 担保権設定等に要する経費

担保権設定・変更・解除に要する経費は、借受者の負担とする。

第6 貸付金の交付及び沿岸漁業改善資金口座の開設

1 貸付金の交付

- (1) 県は、借用証書を受理したときは、信漁連に対して口座振替により貸付金の交付を行うものとする。
- (2) 貸付金の交付を受けた信漁連は、即日借受者に対して口座振替により貸付金の交付を行わなければならないものとする。
- (3) 県は、貸付金の交付を完了したときは、貸付金交付予定日（口座振込日）を貸付日として借用証書にその日を記載するものとする。

2 沿岸漁業改善資金口座の開設

- (1) 信漁連は、本資金及び償還金の受け払いを適切に処理するため、沿岸漁業改善資金口座を設けるものとする。
- (2) 借受者は、本資金の貸付金の受領及び償還金の償還のための預貯金口座を、信漁連に届け出るものとする。この場合において信漁連は、借受者に対しその指定する金融機関において、借受者の口座を開設することができるものとする。借受者の沿岸漁業改善資金口座に発生する利息は、当該借受者の収入とする。

第7 償還金の償還等

1 償還金の収納

- (1) 信漁連は、借受者から直接納入された償還金を3営業日以内に、沿岸漁業改善資金特別会計へ振替送金しなければならないものとする。この場合において、振替送金は、前記第6の2の沿岸漁業改善資金口座を用いて行うものとする。

(2) 借受者が均等年賦払いにより借入金の償還を行う場合において、償還額を償還年数（据置期間を除く。）で徐して1万円未満の端数があるときは、第1年目の償還額に加えるものとする。

2 儻還金の償還期日

償還金の償還期日は、原則として次のとおりとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

区分	償還期日
年度中第1回貸付け	5月21日
年度中第2回貸付け	11月21日

第8 貸付金の管理

1 報告

(1) 信漁連は、本資金の貸付金に係る債権についての保全及び取立て（以下「債権管理」という。）の事務を行い、債権管理上支障があると認めた場合には、遅滞なく県（水産政策課）に報告するものとする。

(2) 県は、信漁連から報告があった場合には遅滞なく調査を行い、借受者が規程第12条第1項の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該借受者及び信漁連に適切な指示を行うものとする。

2 借受者又は担保の変更等

(1) 借受者は、次に掲げる場合に応じそれぞれ各届出書を信漁連を経由して、速やかに知事に提出しなければならない。

ア 法人又は団体等の代表者が交替したとき、代表者変更届（別記様式第4号）

イ 借受者が住所を変更したとき、沿岸漁業改善資金借受者住所変更届（別記様式第5号）

ウ 借受者が死亡した場合にその相続人が債務の履行に当たるとき、沿岸漁業改善資金借受者名義変更届（別記様式第6号）

エ 借受者が法人を設立しその代表に就任したとき、沿岸漁業改善資金法人名義変更届（別記様式第6号の2）

オ 知事が借受けに係る連帯保証人の追加を求めたとき、沿岸漁業改善資金連帯保証人追加届（別記様式第7号）

カ 借受者が自己の都合により連帯保証人の変更を請求したとき又は知事が連帯保証人の変更を請求したとき、沿岸漁業改善資金連帯保証人変更届（別記様式第8号）

キ 不動産担保の追加をするとき、宮崎県沿岸漁業改善資金貸付金に係る抵当権追加設定証書（別記様式第8号の2）

ク 不動産担保の抹消をするとき、宮崎県沿岸漁業改善資金貸付金に係る抵当権抹消申請書（別記様式第8号の3）

(2) 県は、連帯保証人若しくは担保の追加若しくは交替又は規程第11条に規定する繰上償還等の債権保全上必要な決定をしたときは、借受者及び信漁連に通知するものとする。

3 支払いの猶予

(1) 県は、規程第13条に規定する支払猶予申請書の提出があった場合には、当該申請者が次に掲げるもののいずれかに該当する場合であって、貸付金の償還が著しく困難であると認めるときに限り支払いの猶予を行うものとする。

- ア 借受者（そのものが団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族が死亡、疾病又は負傷した場合
 - イ 暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象、病虫害、火災及び盗難等の災害を受けた場合
- (2) 規程第13条第1項の「知事が指定する者の証明書」（別記様式第9号）の証明者は、天災については市町村長、火災については消防署長又は市町村長、盗難については警察署長、死亡・疾病・負傷については医師又は市町村長とする。
- (3) 農林振興局等は、規程第13条第1項の規定による支払い猶予申請書の提出があつたときは、速やかに調査を行い、当該支払猶予申請書に意見書（別記様式第9号の2）を付して水産政策課に送付するものとする。
- (4) 規程第14条第1項の規定により支払猶予の決定を行う場合の猶予期間は、次のとおりとする。
- ア 当該申請者に係る約定最終償還回の1回以前に支払いを猶予すべき事由が生じた場合には約定最終償還日をもって猶予期間の限度とし、均等又は一括返済させるものとする。
 - イ 当該申請者に係る約定最終償還回に支払いを猶予すべき事由が生じた場合には、約定最終償還日より起算して1年以内の期間で支払猶予を行い、一括返済させるものとする。

第9 事業の実施

- 1 事業の施行は、貸付金の交付を受けてから行うことを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、貸付決定通知書の受理後実施しても差し支えない。
- 2 借受者は、事業費の支払いに伴う領収証を支払いの単位ごとに受領し、少なくとも償還期間が終了するまで保管しておかなければならない。
- 3 借受者は、実施しようとする事業の全部又は一部を業者等へ請負させて行う場合は、契約内容を口頭でなく請負契約書として取り決めるものとする。

第10 事業の変更

- 1 借受者は、借受けに係る事業を災害その他やむをえない事情によって変更する場合には、事業変更承認申請書（別記様式第10号）を漁協及び農林振興局等を経由して知事に提出し、承認を受けることによって当該事業を変更することができる。規程第6条第2項から第7項までの規定は、事業変更承認申請書を知事に提出する場合について準用する。
- 2 知事は、前項の事業変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、事業の変更を承認する旨の決定を行ったときは、事業変更承認通知書（別記様式第11号）により当該申請者に通知し、かつ、その旨を事業変更承認連絡書（別記様式第12号）により農林振興局及び漁協に通知するものとし、事業の変更を承認しない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者並びに農林振興局等及び漁協に通知するものとする。この場合において、借受者が規程第6条第3項の規定により貸付申請書を漁協に提出した者以外の者であるとき又は借受者が知事に直接に貸付申請書を提出した者であるときは、農林振興局等又は漁協に対する通知は行わないものとする。
- 3 農林振興局等は、第1項の規定により事業変更承認申請書の提出があつたときは、速やかに調査を行い、当該事業変更承認申請書に意見書（別記様式第12号の2）を付して水産政策課に送付するものとする。

第11 事業実施報告書

1 事業費等の確認

漁協は、規程第15条第3項の規定による事業実施報告書の提出があったときは、速やかに事業費等の確認を行い、農林振興局等へ送付するものとする。

2 資金借受者調査

農林振興局等は、前記1の事業実施報告書の提出があったとき又は直接事業実施報告書が提出されたときは、速やかに下記の事項について調査を行い、沿岸漁業改善資金借受者調査書（別記様式第13号、研修教育資金にあっては研修終了証明書（別記様式第13号の2））を作成し、事業実施報告書と併せて水産政策課に送付するものとする。

- (1) 事業実施報告書記載事項についての審査
- (2) 現地の事業実施状況の確認（特に漁業経営開始資金）

3 水産政策課は、事業実施報告書が直接提出された場合にあっては前記2に準じて、借受者調査書を作成するものとする。

第12 事業確認調査

農林振興局等は、毎年度、前年度の貸付決定分について8月末日までに確認調査を実施し、沿岸漁業改善資金貸付確認調査結果報告書（別記様式第14号）を作成し、水産政策課に送付するものとする。

第13 農林振興局等の指導

農林振興局等は、常時、沿岸漁業改善資金制度の普及啓もうに努めると共に、借受希望者（借受希望者が認定中小企業者又は促進事業者の場合にあっては、認定沿岸漁業者従事者等。第14において同じ。）に対する事前指導並びに借受者（借受者が認定中小企業者又は促進事業者の場合にあっては、認定沿岸漁業者従事者等。第14において同じ。）に対する事業実施途上における指導、助言を行うものとし、また、事業完了後は、常時、借受者の動向に注意し導入した施設及び機器等並びに技術体系の効率化のため、総合的な経営改善指導を行うものとする。この場合において、生活改善資金にあっては當農支援課の協力を得て行うものとする。

なお、指導を行うに当たっては、特に次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 研修教育資金の借受者に対しては、研修前の指導を十分行うとともに、研修期間中は、研修機関又は当該研修機関等を管轄区域に含む水産業改良普及組織と連携してその指導に当たるものとする。
- 2 漁業経営開始資金の借受者に対しては、経営の収支を明らかにする帳簿の備付け及び帳簿の継続記帳を励行するよう十分指導するものとする。

第14 漁協の指導

漁協は、常時、沿岸漁業改善資金制度の普及啓もうに努めるとともに、農林振興局等との十分な連携のもとに、借受希望者に対する事前指導並びに借受者に対する事業実施途上及び事業完了後における指導・助言を行うものとする。

なお、指導を行うに当たっては、特に次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 本制度が、単なる金融上の措置にとどまらず、沿岸漁業従事者等に対する普及指導を併せ行うことにより、沿岸漁業の経営の改善、青年漁業者の養成確保等を促進することを目的として実施される事業である点にかんがみ、借受希望者又は借受者が本資金の借受けに係る事業を計画又は実施するに当たり、水産業普及指導員の指導・助言のもとに当該事業を実施するよう、当該借受希望者又は借受者を指導するものとする。

2 貸付申請書の作成指導に当たっては、金融面の指導について漁協が主体的に行うものとするが、金融ベースでの指導のみが先行することのないよう、貸付申請書の作成前にあらかじめ借受希望者、漁協並びに農林振興局等との連携が十分とれるよう留意するものとする。

第15 その他

1 貸付金の限度額

一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計の限度は、3,000万円であるが、この場合の貸付限度額とは、新規貸付金と既貸付金残高の合計額をいうものとする。従って、既貸付金について既に償還の行われている場合は、貸付限度額から既貸付金の残高を差し引いた額が新規に貸し付けることのできる限度額となる。

2 貸付けの回数

同一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けは、原則として貸付内容（自動操縦装置等ごとの種類をいう。）ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費の削減若しくは大気汚染物質（窒素酸化物（NO_x）等）の放出の低減をすること等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合
- (2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法・漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合
- (3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合
- (4) 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合（ただし、この場合2回を限度とする。）
- (5) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を県の指導を受け、年次計画を立てて行う場合
- (6) 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合
- (7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付け内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合
- (8) 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合
- (9) 研修教育資金の国内研修の場合（ただし、この場合2回を限度とする。）
- (10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合

3 貸付けの優先順位

沿岸漁業改善資金の貸付けの優先順位は次のとおりとする。

- (1) 原則として、本資金を初めて借り受ける者を優先させるものとする。
- (2) 原則として、既借受者については、延滞等の事故のない者を優先させるものとする。
- (3) 原則として、借受希望金額の低い者を優先させるものとする。

附 則

この要領は、昭和55年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、昭和59年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。